解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

北九州市小倉北区小文字二丁目三番七号

合資会社神崎商店

清算人　丸橋紀久子

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

福岡県大牟田市大字久福木八一七番地一一

有限会社スマイル

清算人　新宮　謙藏

解散公告

当社は、平成二十四年四月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

福岡市博多区博多駅前一丁目一五番一二号

合同会社大口インベストメント

清算人　須貝　信

解散公告

当社は、平成二十四年四月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

福岡市博多区博多駅前一丁目一五番一二号

合同会社長垂インベストメント

清算人　須貝　信

解散公告

当社は、平成二十四年四月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号

合同会社二見ケ浦インベストメント

清算人　須貝　信

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

仙台市青葉区片平二丁目一番一号

財団法人科学計測振興会

代表清算人　服部　武志

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本通常社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

東京都港区西新橋二丁目二二の一西新橋二丁目森ビル七階

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本

清算人　白木福次郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

横浜市神奈川区鳥越三八番地

財団法人国際仏教交流センター

代表清算人　岡野　鄰子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月二十七日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

山梨県甲府市上曽根町一八五四番地三号

甲府南商工会

清算人　木之瀬一雄

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

愛知県岡崎市羽根町字小豆坂一一七番地三

財団法人岡崎技能開発公社

代表清算人　松田　藤則

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

兵庫県小野市神明町二三五番地の三

財団法人小野市福祉公社

清算人　井上　嘉之

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月十六日山口県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

山口県山口市阿東生雲中一六九番地一

社団法人阿東土木工友会

代表清算人　武田　哲也

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈一三番地二〇八

特定非営利活動法人野のはな

代表清算人　手柴　國子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

長崎県五島市浜町一四二番地一

特定非営利活動法人大浜

清算人　坂下　照代

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

東京都大田区羽田一丁目一番三号

特定非営利活動法人スクール・エイド・ジャパン

清算人　住田　平吉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

奈良県宇陀市榛原萩原一〇五七番地

財団法人宇陀市文化スポーツ振興団

代表清算人　前野　孝久

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

島根県邑智郡川本町大字川本三三二番地一

五　社団法人江の川開発公社

清算人　田中　増次

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十二日開催の社員総会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十四年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

宮崎県宮崎市大島町北ノ原一〇三〇番一

社団法人宮崎県雇用開発協会

清算人　甲斐　豊明